

津市わな猟免許取得費等補助金交付要綱

平成 20 年 3 月 31 日訓第 20 号

改正 平成 26 年 7 月 31 日訓第 58 号

平成 27 年 5 月 28 日訓第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、有害鳥獣駆除者の確保及び強化を図り、当該鳥獣による農林産物の被害を防止するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「わな猟免許取得費等補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 39 条 2 項に規定するわな猟免許を取得する次の各号のいずれにも該当する者に対し、次条に規定する当該免許の取得等に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、1 回に限りこれを交付するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する農業従事者、林業従事者、猟友会会員又は農業共済制度に加入している者
- (2) 免許取得後は、本市の区域内に存する一般社団法人三重県猟友会各支部に所属し、少なくとも 3 年間は率先して有害鳥獣の駆除に従事することを誓約できる者

(交付対象経費)

第 4 条 交付対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 狩猟免許取得事前講習会における受講料及びテキスト代
- (2) わな猟免許の取得に係る受験手数料
- (3) わな猟免許の取得に係る受験に際し必要な医師の診断書料
- (4) 猟友会への入会料（既に猟友会へ入会している者は除く。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が1万4,000円を超えるときは、1万4,000円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（添付書類）

第6条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、誓約書（別記様式）とする。

（交付申請の期限）

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、毎年9月30日とする。

（実績の報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 狩猟免許取得事前講習会における受講料及びテキスト代の領収書の写し
- (2) わな猟免許の取得に係る受験手数料の領収書の写し
- (3) わな猟免許の取得に係る受験に際し必要な医師の診断書の領収書の写し
- (4) わな猟免許合格証の写し
- (5) 猟友会入会費領収書の写し
- (6) 本市の区域内に存する一般社団法人三重県猟友会各支部会員の証明書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日訓第58号）

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年5月28日訓第57号）

この訓は、平成27年5月29日から施行する。

別記様式（第6条関係）

誓約書

年 月 日

(あて先) 津市長

$$(\overline{\tau})$$

住所

申請者 氏 名 (印)

電話

私は、わな猟免許取得費等補助金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

誓約事項

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第39条第2項に規定する「わな猟免許」を取得した後は、一般社団法人三重県猟友会支部に所属し、住民の要望に応えるべく率先して有害鳥獣の駆除に従事します。
- 2 特段の事情がない限り少なくとも3年間は有害鳥獣駆除に従事します。
- 3 津市において作成する「有害鳥獣駆除免許取得者名簿」に登載されることを了承します。